

宅地造成に関する工事の許可申請手数料一覧 (R7. 4. 1~)

岡山県に提出される宅地造成等規制法（宅造法）に関する許可等申請の手数料です。
 なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各市へお問い合わせください。
※令和7年4月1日以降、宅造法に基づく新規の許可申請の手続きはありません。

宅地造成に関する工事の変更許可申請審査手数料（法第12条）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。最高限度額は、451,740円。

（注）軽微な変更の届出の手続きは手数料不要。

変更内容		手数料（円）
設計の変更	面積 [*] …変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する下表の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する下表の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する下表の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する下表の金額 +直近の許可面積に対応する下表の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する下表の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する下表の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

※ 面積…切土又は盛土をする土地の面積

切土又は盛土をする土地の面積に応じた審査手数料

切土又は盛土をする土地の面積（㎡）	手数料（円）
500以内のもの	12,580
500を超え 1,000以内のもの	23,090
1,000を超え 2,000以内のもの	33,600
2,000を超え 5,000以内のもの	50,400
5,000を超え 10,000以内のもの	72,480
10,000を超え 20,000以内のもの	115,540
20,000を超え 40,000以内のもの	178,570
40,000を超え 70,000以内のもの	273,140
70,000を超え 100,000以内のもの	357,160
100,000を超えるもの	451,740

〈お問合せ先〉

岡山県土木部都市局建築指導課盛土対策班 TEL：086-226-7868